

大船渡市立大船渡中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

特に学校においては、「いじめは決して許されない」という指導を徹底すると同時に、いじめは、いつでも、どこでも、どの生徒にも起こり得るものであるという認識に立ち、家庭・地域・関係機関と連携し、日頃からいじめの兆候を早期に把握し、迅速に対応できるよう努めなければならない。

全ての生徒が楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校を目指すとともに、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期解決を図るために本校のいじめ防止基本方針を策定する。

2 本校におけるいじめ防止のための基本的な認識

(1) いじめの定義〔いじめ防止対策推進法（定義） 第2条〕

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 〔いじめ防止対策推進法（定義）第2条による〕

(2) いじめの認知

いじめ防止対策推進法に基づき、積極的に認知する。

(3) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

(4) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、関係機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための取組

(1) 基本施策

- ア 教職員は、学校教育目標の実現を目指し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に組織的（チームとして）に取り組む。
- イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 「本校いじめ基本方針」及び「保護者、地域住民、その他関係機関との連携」について保護者に周知する。
- エ いじめの防止等に関わる校内研修を年間計画に位置づけて実施するとともに、いじめ防止等のための指導資料などの情報提供を行う。（いじめ防止対策推進法18条）
- オ いじめ防止対策委員会（以下、委員会）を設置し、いじめへの適切な対応を図る。

(2) いじめの未然防止のための取組

- ア 年度当初の早い段階で、「いじめ」及び「いのちと人権」に関する道徳の授業を行い、その後、年間を通して適宜行う。

イ 生活向上集会などの生徒会の取り組みを支援し、いじめを解決する取組を通じて、コミュニケーション能力や規範意識を発揮させ、良好な人間関係を育てる。

ウ インターネットを通じて行われるいじめ防止として情報モラル学習を行う。

エ 生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、互いに認め合える人間関係を育めるような授業作りを行う。

(3) いじめの早期発見のための取組

ア アンケートの実施（月1回の学校生活自己評価、Q-U調査、心とからだの健康観察等）

イ 教育相談を通じた、学級担任による生徒からの聞き取り（6月・12月）

ウ 生活の記録ノート等による情報収集

エ 日常の観察（全職員）

オ スクールカウンセラー・心の教室相談員等によるいじめ相談体制（いじめ相談窓口）の整備

(4) いじめに対する措置

ア 生徒、保護者等からいじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめが疑われる行為を認めた場合、ただちにその行為をやめさせ、被害生徒を保護する。

ウ 生徒指導主事を「集約担当」とし、報告を受けた事案について直ちに校長（不在の場合は副校長）に報告し、委員会を開催する。

エ いじめが疑われる行為を認めた場合、速やかに生徒指導主事に報告する。

オ 当該行為がいじめにあたるかどうかの判断については、定義に照らして委員会で判断（認知）する（明らかに当てはまると判断できる場合は、委員会を省略できる）。

カ いじめと認知された場合は、対策委員会で対応を協議し、被害生徒・保護者に対する支援、加害生徒への指導とその保護者への指導・助言等の対応策をチーム体制で組織的に行う。

キ 被害生徒等が安心して教育を受けられるよう、保護者の了承を得ながら、一定期間、別室等において学習を行わせるなど必要な措置を講ずる。

ク いじめが止まった後も、被害生徒へのケアやいじめの継続の確認、加害生徒への面談など、再発防止のための必要な措置を講ずる。

ケ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するなど必要な措置を講ずる。

コ 犯罪行為として取り扱われるべき事案については、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

情報の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び対処することができるように、外部講師または本校教員による情報モラルに関する啓発活動等を実施する。

(6) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合【法28条①「重大事案」】は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、大船渡市教育委員会に速やかに報告するとともに、教育委員会と協議、指導・助言を受けて、当該事案に対処する調査組織（第三者委員会）を設置する。

イ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

3 いじめ防止対策委員会の設置

(1) 構成員

校長 副校長 主幹教諭 教務主任 生徒指導主事 該当学年主任

※校長の指示により、必要に応じて、上記以外の教職員も加えることができる。

(2) 活動内容

ア いじめ防止対策基本方針の適切な運用と取組の見直しに関すること。

イ いじめの未然防止および早期発見の取組の立案に関すること

ウ いじめの事案の対応に関すること。

エ いじめの認知及び解消に関すること。

いじめの解消の定義（国のいじめ防止基本方針）

- ・いじめに係る行為が少なくとも3カ月止んでいること
- ・被害生徒及びその保護者から面談等で確認すること

(3) 開催時期

委員会はいじめが疑われる行為が発生した際に臨時的、緊急的に開催する。また、年度末には、来年度方針の確認を行う。

日常の生徒の状況についての情報交流は、いじめ事案に対応した職員が「問題行動・事故等報告」に詳細を記録し回覧をもって行う。

4 学校評価

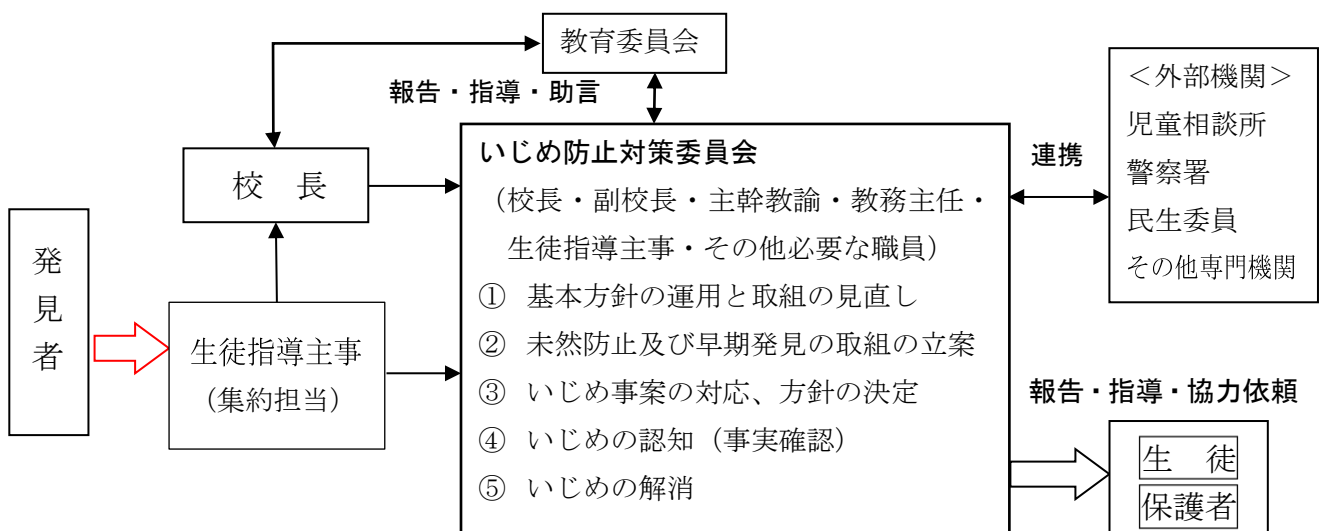
いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

ア いじめの未然防止にかかわる取り組みに関すること

イ いじめの早期発見にかかわる取り組みに関すること

ウ いじめ対応の適切性に関すること

5 いじめ発生から対応までの流れ



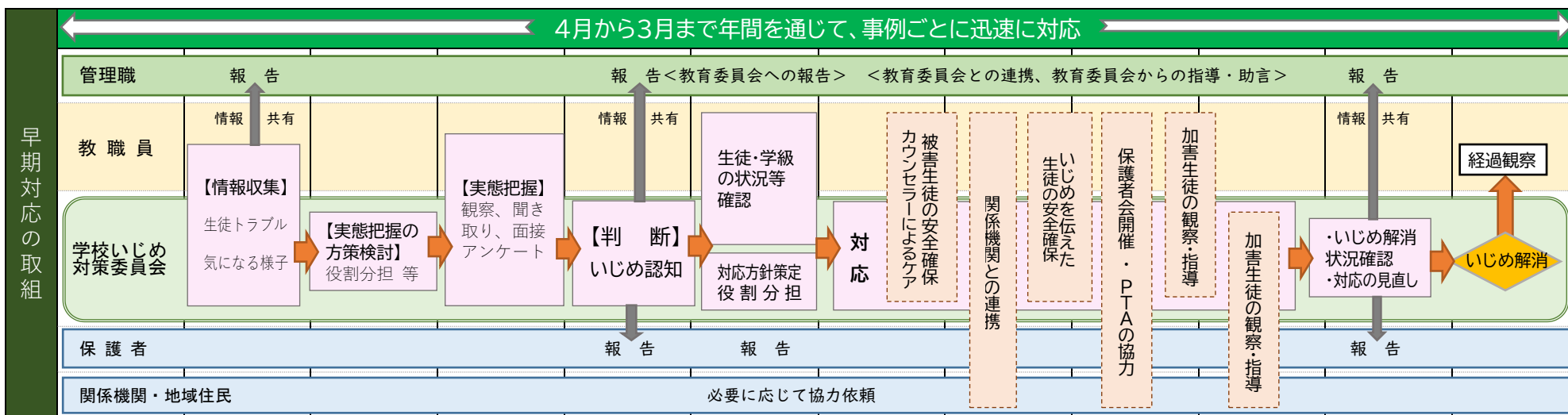
4 いじめ防止対策 年間計画（案）

相談窓口周知

相談窓口周知

相談窓口周知

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
未然防止・早期発見の取組	職員研修	特別支援会議	いじめに関する授業 (道徳等)	教育相談	職員研修	特別支援会議	いじめに関する授業 (道徳等)	教育相談		職員研修		いじめ基本方針の見直し・改定 (いじめ防止対策委員会)	
	方針の確認	アセスメント 支援体制構築	SOSを出す・ 受け止める教育	レポートの構築 情報収集	1学期反省 QUの活用等	要支援生徒へ の対応確認	多様な価値を認 め合う	レポートの構築 情報収集		2学期反省 QUの活用等			
	オリエンテーション	運動会 エンカウンター	生徒会取組	振り返り集会	生徒会取組		文化祭 エンカウンター	振り返り集会 生徒大会	生徒会取組	振り返り集会			
	基本的ルールの 確認	人間関係づくり 自己有用感	生活規律向上 絆づくり 等	自治能力の伸長	生活規律向上 絆づくり 等		人間関係づくり 自己有用感	自治能力の伸長	生活規律向上 絆づくり 等	自治能力の伸長			
	PTA 総会	学校便り①		情報モラル講座	PTA 行事等	心のサポート 校内研修会		学校便り②	情報モラル講座				
	いじめ方針の 説明・周知	いじめ方針の 説明・周知		SNSの利用等	人間関係づくり	SCを講師と した研修		生徒会取組の お知らせ	SNSの利用等				
	家庭環境調査 保健調査	Hyper-QU	SCによる全員 面談	保護者アン ケート		心とからだ の健康観察		Hyper-QU	保護者アン ケート	学校評価			
		アセスメント 支援体制構築	アセスメント 支援体制構築	学校評価		アセスメント 支援体制構築		アセスメント 支援体制構築	学校評価	計画・実施・ 検証			
	← 毎月の学校生活自己評価 →												
	《生徒が安心して生活できる学級・学校づくり》 ➡ ○魅力ある授業 ○発達支持的生徒指導 ○教育相談の充実 ○自尊感情の育成 ○居場所・絆づくり												



早期発見のためのチェックリスト

1 表情・態度

- ☐笑顔が無くしずんでいる。
- ☐視線をそらし、合わせようとしない。
- ☐表情がさえず、塞ぎ込んで元気がない。
- ☐感情の起伏が激しい。
- ☐ぼんやりとしていることが多い。
- ☐わざとらしくはしゃいでいる。
- ☐周りの様子を気にし、おどおどしている。
- ☐いつも一人ぼっちである。

2 身体・服装

- ☐原因不明の傷などがある。
- ☐顔色が悪く、活気がない。
- ☐寝不足等で顔がむくんでいる。
- ☐シャツやズボンが汚れたり破れたりしている。
- ☐怪我の原因を聞いても曖昧に答える。
- ☐登校時に、体の不調を訴える。
- ☐ボタンやポケットの破損がある。
- ☐服に靴の跡がついている。

3 持ち物・金銭

- ☐かばんや靴、筆箱等が隠されたり、いたずらされたりする。
- ☐給食時、盛り付けの不平等がある。
- ☐ノートや教科書に落書きがある。
- ☐作品や写真等の掲示物がいたずらされる。
- ☐必要以上のお金を持っている。

4 言葉・言動

- ☐欠席や遅刻、登校渋りが増える。
- ☐一人でいたり、泣いたりしている。
- ☐忘れ物が急に多くなる。
- ☐すぐに保健室に行きたがる。
- ☐部活に行きたがらない。
- ☐他の生徒から言葉掛けされない。
- ☐教室に遅れて入ってくる。
- ☐いつも人の嫌がる仕事をしている。
- ☐挨拶や返事の声が小さくなった。
- ☐授業に集中していない。

5 遊び・友人関係

- ☐遊びの中に入っていない。
- ☐友達から不快な呼び方をされている。
- ☐特定グループと常に行動を共にする。
- ☐付き合い友だちが急に変わった。
- ☐教師が友だちについて聞くのを嫌がる。
- ☐他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。
- ☐遊びの中で、鬼やキーパーなど、特定の役割ばかりさせられる。
- ☐笑われたり、冷やかされたりする。
- ☐グループ学習の際に机を離されたり、避けられたりする。
- ☐グループ決めで最後の一人になる。
- ☐遊んでいても、特定の相手にひどく気を遣っている。
- ☐何かに怯えているような言動がある。
- ☐生活記録ノートに気になる記載がある。

6 教職員との関係

- ☐教職員と視線を合わせない。
- ☐教職員と関わろうとせず、避ける。
- ☐教職員との会話を避ける。

【様式】

学校生活自己評価アンケート

実施日	月	日	年	組	番	氏 名	
項 目							評 価
前回の自己評価アンケート以降の様子について答えてください。数字を○で囲んでください。							
4・・・十分満足できる 3・・・だいたい満足できる 2・・・少し良くなかった 1・・・良くなかった							
1	学校生活は楽しいですか。						4 3 2 1
2	学校や地域であいさつは大きな声で出来ましたか。						4 3 2 1
3	清掃時間は真剣に取り組みましたか。						4 3 2 1
4	学級や合唱朝会で大きな声で歌うことが出来ましたか。						4 3 2 1
5	話を聴くときは相手の顔を見て聴きましたか。						4 3 2 1
6	①学校生活でいじめやいやな思いをしていませんか。						していない している
	②学校生活で嫌な思いをしている仲間を知っていますか。						知らない 知っている
7	①校内・登下校時に飲食しなかったですか。						していない した
	②問題となる言動を見ていませんか。						見ていない 見た
8	学習面・生活面での悩みはないですか。						ない ある
【悩みが「ある」と答えた人は、誰に相談したいですか。数字を○で囲んでください。】							
1 2 3 4 5 6							
S C ・心の相談員 担任 学年の先生 部活の顧問 保健の先生 相談しなくて良い							

※上記項目について、紙面またはフォームズ等を用いてアンケートを実施する。